

(様式 3 - 1) 申立内容と調査結果

開札日	令和 8 年 8 月 2 1 日		
案件名	牧野住宅 10・11 号解体工事 2601030		
申立内容		調査結果	
金入り設計書で確認できたのは一般管理費等(積上)に産業廃棄物税相当額 3,800 円が含まれていたことである。五條市が令和 8 年 6 月 1 日からの建築一式及び営繕関連工事の最低制限価格等の算出方法で記しているのは、一般管理費×68%の千円未満切り捨てた額の合計額である。そこに産業廃棄物税相当額がある工事については、上記の計算式で算出した後に産業廃棄物税相当額を加算し千円未満を切り上げた額とするとなっている。この基準に則って計算すると(一般管理費率計算分+産業廃棄物税相当額)×0.68 し端数処理、その後に産業廃棄物税相当額を加えて端数処理とならなければならない。にもかかわらず、本工事では一般管理費等(積上)の産業廃棄物税相当額を除いた金額で誤った最低制限価格を算出している。よって、正確に入札が執行されなかったため本入札は無効である。		建築一式及び営繕関連工事の設計書において、一般管理費等に産業廃棄物税相当額が積上げられている場合、最低制限価格算出式(一般管理費×68%)における一般管理費から当該産業廃棄物税相当額を除き計算するため、誤りではない。 しかしながら、最低制限価格算出方法については、市ホームページ上に掲載しているところであるが、その表現に関して是正するものとする。	